

重要事項説明書

(注) 保険申込書への署名または捺印は、この書面の受領印を兼ねています。

AIG損害保険株式会社

この書面では、リビングパートナー保険に関する重要事項(【契約概要】【注意喚起情報】等)についてご説明しています。ご契約前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。

契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項

ご契約の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。

この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、「ご契約のしおり・保険の約款」に記載していますので、必要に応じて弊社ホームページに掲載の約款をご参照いただくか、取扱代理店・扱者または弊社にご請求ください。



このマークに記載の項目は、「ご契約のしおり・保険の約款」に記載されています。

「ご契約のしおり・保険の約款」は、ご契約後、保険証券とともにお届けします。(e約款の場合を除きます。)

※ご契約者と被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項を、被保険者の方に必ずご説明ください。

※ご不明な点につきましては、取扱代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

■用語のご説明 「ご契約のしおり・保険の約款」にも「用語のご説明」(用語の定義)が記載されていますので、ご確認ください。

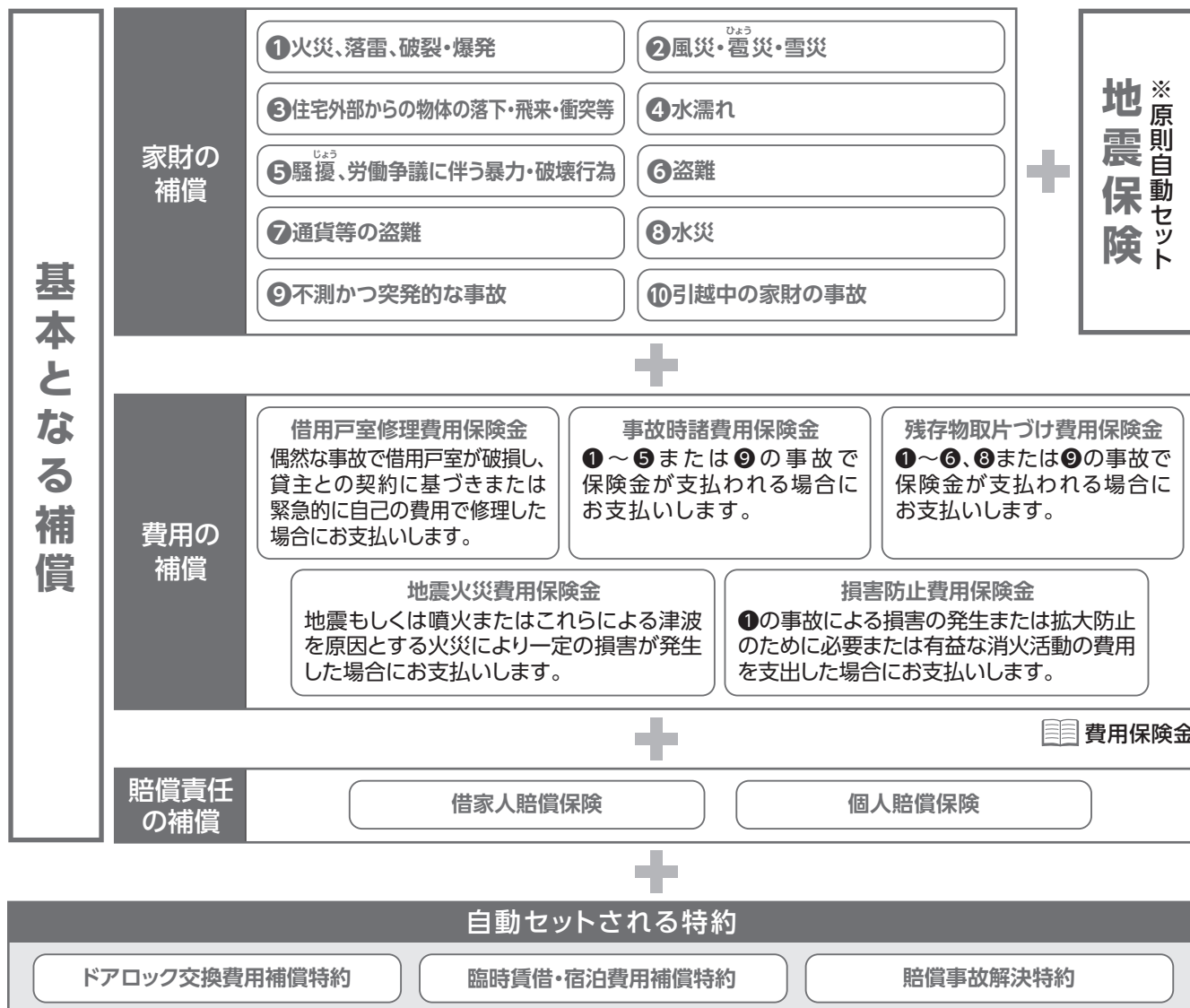
用 語		ご 説 明
さ	再調達価額(新価)	損害が生じた地および時における保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額をいいます。
し	時価	損害が生じた地および時における保険の対象の価額で、再調達価額から使用による消耗分を差し引いて算出した金額をいいます。ただし、保険の対象が美術品等の場合は、市場流通価格をいいます。
	住宅	保険証券記載の住宅(建物)をいいます。
す	水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等をいいます。
せ	雪災	豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩 ^{なだれ} をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。
た	宅配物	保険証券記載の住宅およびその同一の敷地内の荷受人が指定した場所に届けられた荷物で、荷受人または荷受人の同居の親族によって、その場所から移動されていないものをいいます。
と	同居の親族	同一の家屋に居住する6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。
	盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。
	土砂崩れ	崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。
は	配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある者を含みます。
ひ	美術品等	貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品をいいます。
	被保険者	保険の補償を受ける方をいい、家財の所有者などがこれにあたります。
ふ	風災	台風、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮等を除きます。
ほ	保険金	普通保険約款およびセットされた特約により補償される損害が生じた場合に、弊社がお支払いすべき金銭をいいます。
	保険料	ご契約者が保険契約に基づいて弊社に払い込むべき金銭をいいます。
み	未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
め	免責金額	ご契約者または被保険者の自己負担となる金額をいいます。自己負担額と表記される場合があります。
り	臨時賃借・宿泊費用	臨時に賃貸住宅を賃借または宿泊施設を利用したことで生じる費用をいいます。

1 契約締結前におけるご確認事項

(1) 商品の仕組み

契約概要

この商品は、家財専用の保険となります。基本となる補償(家財・費用・賠償責任)および自動セットされる特約は、次のとおりです。



事故の種類	保険金をお支払いする場合(家財の補償)	保険金をお支払いできない主な場合(家財の補償)
④水濡れ	給排水設備に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室 ^{いっすい} で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水によって損害が発生した場合	<①～⑩の事故に共通> ●ねずみ食い、虫食い等による損害 ●保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損で、保険の対象ごとにそれが有する機能の喪失または低下を伴わない損害 など 【前記のほか、⑨および⑩の事故の場合】 ●不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない電氣的、機械的な事故によって生じた損害 ●詐欺、横領によって生じた損害 ●土地の沈下、移動または隆起によって生じた損害 ●電球、ブラウン管等の管球類のみに生じた損害 ●風、雨、雪、雹 ^{ひょう} 、砂塵 ^{じん} その他これらに類するものの吹込み、浸み込み、漏入またはこれらのものの混入により生じた損害 ●コンタクトレンズ、眼鏡、補聴器等に生じた損害 ●移動体通信端末機器および携帯式電子機器(スマートフォン、タブレット、ウェアラブル端末、ノートパソコン、携帯ゲーム機、電子ブックリーダー等)に生じた損害 ●ドローンその他の無人航空機、模型航空機(遠隔操作または自動操縦により飛行させることができるもの)およびラジオコントロール模型等に生じた損害 など
⑤騒擾 ^{じょう} 、労働争議に伴う暴力・破壊行為	騒擾 ^{じょう} およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力・破壊行為によって損害が発生した場合	
⑥盗難	盗難によって盗取、損傷または汚損の損害が発生した場合	
⑦通貨等の盗難	住宅内の生活用の通貨、乗車券等および預貯金証書の盗難によって損害が発生した場合	
⑧水災	水災によって、再調達価額の30%以上の損害が発生または床上浸水もしくは地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、損害が発生した場合	
⑨不測かつ突発的な事故	不測かつ突発的な事故 ^(注) によって損害が発生した場合 (注) ①～⑧の事故は、損害保険金の支払の有無にかかわらず含まれません。	
⑩引越中の家財の事故	住宅内の家財を転居先へ運送中に日本国内で生じた①～⑥または⑨の事故によって損害が発生した場合	
保険金をお支払いする場合(借戸室修理費用補償)		保険金をお支払いできない主な場合(借戸室修理費用補償)
⑦および⑩以外の事故で借戸室が破損し、貸主との契約に基づきまたは緊急的に被保険者の費用で実際に修理した場合 ^(注) (注) 賠償責任補償で保険金をお支払いする場合を除きます。		●借戸室の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質等の損害 など
保険金をお支払いする場合(賠償責任の補償 ^(注))		保険金をお支払いできない主な場合(賠償責任の補償)
【借家人賠償保険】 借戸室が、火災、破裂または爆発、盗難、給排水設備の事故による漏水等で損害を受けた場合に、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合 【個人賠償保険】 被保険者が日本国内で日常生活や住宅の管理において他人を死傷させたり、他人の物を壊したりした場合や線路への立入等により電車等を運行不能にさせたときに法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合 (注) 「賠償事故解決特約」が自動的にセットされます。		●借戸室の改築、増築、取り壊し等の工事による損害賠償責任 (借家人賠償保険のみ) ●被保険者の職務に直接起因する損害賠償責任 ●借戸室を貸主に引き渡した後に発見された借戸室の損壊による損害賠償責任 (借家人賠償保険のみ) など

損害保険金、費用保険金、賠償責任補償

② お支払いする保険金の額 契約概要 注意喚起情報

ご契約の補償の対象となる事故により、保険の対象に生じた損害に対して、保険金をお支払いします。
 詳しくは普通保険約款・特約をご確認ください。

補償の種類	お支払いする保険金の額
家財の補償	損害保険金 = 損害の額(修理費) - 免責金額 *宅配物の場合で宅配事業者の補償制度等による補償があるときは、それらの額を控除します。 *通貨、乗車券等の盗難の場合は1回の事故につき1世帯ごとに20万円、預貯金証書の盗難の場合は1回の事故につき1世帯ごとに200万円または家財の保険金額のいずれか低い額が限度となります。 *美術品等で1個または1組ごとの損害の額が30万円を超えるときは、1個または1組ごとに30万円を損害の額とします。 *引越中の家財は、1回の事故につき100万円が限度となります。 *免責金額は0円(不測かつ突発的な事故に限り、3万円)となります。
借戸室修理費用補償	修理費用保険金 = 修理費用の額
賠償責任の補償	支払保険金 = 法律上の損害賠償責任の額 *損害賠償金を支払ったことで代位取得するものがある場合は、その価額を差し引きます。

※上表の保険金以外に、事故によって発生する費用を保険金としてお支払いする場合があります。

※1回の事故につき保険金額(支払限度額)が限度となります。また、上表の保険金以外に特約や事故の種類によって保険金額(支払限度額)や免責金額が異なる場合があります。保険申込書をご確認ください。

損害保険金、費用保険金、賠償責任補償

契約概要
保険商品の内容をご理解いただくための事項
注意喚起情報
ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項


 の項目については、「ご契約のしおり・保険の約款」をご参照ください。

③ 主な特約の概要 契約概要

自動セットされる主な特約は次のとおりです。

特約の詳細および記載のない特約については、普通保険約款・特約をご確認ください。

特約の名称	概 要
ドアロック交換費用補償特約	住宅のドアのかぎが日本国内で盗難された場合に、被保険者が負担したドアロックの交換に必要な費用について、1回の事故につき3万円を限度にお支払いする特約です。
臨時賃借・宿泊費用補償特約	家財の補償①～⑥または⑧もしくは⑨の事故で、家財が損害を受け、家財が全損または家財を収容する住宅が半損以上となったことによって生じる臨時賃借・宿泊費用を1か月10万円かつ6か月を限度にお支払いする特約です。

④ 保険の対象 契約概要

主な特約

保険の対象は、住宅に収容されている「家財^{(注1)(注2)}」です。

(注1) 共用部分または物置、車庫その他の付属住宅に収容される家財を含みます。なお、敷地内に所在する宅配物は家財に含みます。

(注2) 次のものは、保険の対象とすることはできません。

- ア. 自動車(原動機付自転車を除きます。)、船舶または航空機およびこれらの付属品
- イ. 通貨、小切手、切手、印紙、預貯金証書、乗車券等(盗難によって生じた損害は除きます。)
- ウ. 有価証券、クレジットカード
- エ. 稿本(本などの原稿)、設計書、帳簿
- オ. 動物、植物などの生物
- カ. データやプログラムなどの無体物 など

保険の対象

⑤ 補償の重複 注意喚起情報

次表の保険などのご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約(この保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。)(が他にある場合は、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異やご契約金額(保険金額)をご確認いただき、補償の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。^(注)

(注) 1 契約のみに特約等をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、特約等の補償がなくなることがあります。ご注意ください。

＜補償が重複する可能性のある主な特約等＞

	今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
a.	借家人賠償保険	傷害保険の借家人賠償責任補償特約
b.	個人賠償保険	自動車保険の日常生活賠償責任特約 傷害保険の個人賠償責任補償特約

⑥ ご契約金額(保険金額)の設定 契約概要

家財の保険金額は、再調達価額でご契約ください。再調達価額を超えて保険金額を設定されても、保険金のお支払いは再調達価額が限度となります。再調達価額の算出は、所有されている家財の総額からお見積りください。なお、世帯主の年令と専有延床面積から簡易的に算出することもできます。お客さまが実際に契約する保険金額については、保険申込書の保険金額(支払限度額)欄をご確認ください。

⑦ 保険期間および補償の開始・終了時期 契約概要 注意喚起情報

保険期間は、原則1年から5年までの整数年で設定できます。詳しくは、取扱代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。お客さまが実際に契約する保険期間については、保険申込書の保険期間欄をご確認ください。

保険期間	原則1年から5年までの整数年で設定できます。(1年未満の設定はできません。)
補償の開始	保険期間の開始日の午後4時 ^(注) (注) 保険申込書にこれと異なる時刻が表示されている場合は、その時刻
補償の終了	保険期間の終了日の午後4時

(3) 保険料の決定の仕組みと払込方法等

① 保険料の決定の仕組み 契約概要

保険料は、住宅の所在地・構造に関係なくご契約金額(保険金額)・保険期間などにより決定されます。お客さまが実際に契約する保険料については、保険申込書の保険料欄をご確認ください。

② 保険料の払込方法 契約概要 注意喚起情報

保険料の主な払込方法は次の方式の一時払のみとなります。他にクレジットカード払やコンビニ払などの払込手段もあります。ただし、ご契約内容によりお選びいただけない払込手段があります。詳しくは、取扱代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

集金・振込方式	取扱代理店・扱者による集金、銀行・信金等への振込みによる払込み
---------	---------------------------------

③ 保険料の払込猶予期間等の取扱い 注意喚起情報

保険料

保険料の払込猶予期間等の取扱いはありませんので、ご契約時に保険料を払い込みください。保険期間が始まった後でも、保険期間の開始日から保険料を領収するまでの間に生じた事故に対しては、保険金をお支払いできません。

契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項 注意喚起情報 ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項

の項目については、「ご契約のしおり・保険の約款」をご参照ください。

(4) 地震保険の取扱い

① 商品の仕組み 契約概要 注意喚起情報

地震保険は、リビングパートナー保険(以下「主契約」といいます。)とあわせてご契約ください。(主契約の保険期間の途中から地震保険をご契約いただくこともできます。)なお、地震保険を単独で契約することはできません。地震保険のご契約を希望されない場合には、リビングパートナー保険申込書の「地震保険ご確認」欄にご署名またはご捺印ください。

② 補償内容 契約概要 注意喚起情報

地震もしくは噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)を原因とする火災、損壊、埋没、流失によって保険の対象である家財に次の損害が生じた場合に保険金をお支払いします。損害の程度である「全損」「大半損」「小半損」または「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準」にしたがいます。

損害の程度	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額
全 損	家財の損害額が家財の時価の80%以上	地震保険のご契約金額の100%(時価が限度)
大半損	家財の損害額が家財の時価の60%以上80%未満	地震保険のご契約金額の60%(時価の60%が限度)
小半損	家財の損害額が家財の時価の30%以上60%未満	地震保険のご契約金額の30%(時価の30%が限度)
一部損	家財の損害額が家財の時価の10%以上30%未満	地震保険のご契約金額の5%(時価の5%が限度)

※1回の地震等^(注)による損害保険会社全社の支払保険金総額が12兆円を超える場合、お支払いする保険金は、算出された支払保険金総額に対する12兆円の割合によって削減されることがあります。(2022年4月現在)

$$\text{お支払いする保険金} = \text{算出された保険金の額} \times \frac{12\text{兆円}}{\text{算出された保険金の総額}}$$

(注)72時間以内に生じた2以上の地震等は、これらを一括して1回の地震等とみなします。

③ 保険金をお支払いできない主な場合 契約概要 注意喚起情報

- ▼ご契約者、被保険者等の故意もしくは重大な過失または法令違反による損害
- ▼地震等の際における保険の対象の紛失または盗難
- ▼地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害
- ▼損害の程度が一部損に至らない損害 など

④ 保険期間 契約概要

主契約の保険期間とあわせてご契約いただきます。

⑤ 引受条件(保険の対象、ご契約金額(保険金額)、保険料決定の仕組み等) 契約概要

- 地震保険の対象は、住宅に収容されている「家財」です。
- ▼次のものは地震保険の対象に含まれません。

- ・通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類するもの
- ・自動車(原動機付自転車を除きます)
- ・1個または1組の価額が30万円を超える貴金属、宝玉、宝石、書画、骨董、彫刻物その他の美術品
- ・稿本(本などの原稿)、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類するもの
- ・商品、営業用什器・備品その他これらに類するもの など

- 地震保険の保険金額は、主契約の保険金額の30%~50%の範囲で設定してください。ただし、他の地震保険契約と合算して1,000万円が限度額となります。

- 地震保険の保険料は、保険金額のほかに建物の所在地・構造などにより異なります。また、所定の確認資料のご提出により、建築年割引、耐震等級割引、免震建築物割引、耐震診断割引を適用できる場合があります。お客さまが実際に契約する保険料については、保険申込書の保険料欄でご確認ください。

※大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令された場合は、その時から「地震保険に関する法律」に定める一定期間は、東海地震に係る地震防災対策強化地域内に所在する家財について、地震保険の新規契約および増額契約はお引き受けできません(同一物件・同一被保険者・ご契約金額が同額以下の更改契約は除きます。)のご注意ください。

 警戒宣言発令後の地震保険の取扱い

(5) 満期返戻金・契約者配当金

契約概要

この保険には、満期返戻金・契約者配当金はありません。

2 契約締結時におけるご注意事項

(1) 告知義務(保険申込書の記載上の注意事項)

注意喚起情報

ご契約者、被保険者には告知義務があり、取扱代理店・扱者には告知受領権があります。

告知義務とは、ご契約時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。

告知事項とは、危険に関する重要な事項として弊社が告知を求めるもので、保険申込書に告知事項として明示している項目のことです。この項目が、事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので保険申込書の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

- ①家財を収容する建物の情報 : 所在地、建物の構造・用法等
- ②他の保険契約等に関する情報 : 家財を保険の対象とする他の保険契約または共済契約に関する情報 など

 告知義務

契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項 注意喚起情報 ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項

 の項目については、「ご契約のしおり・保険の約款」をご参照ください。

(2) クーリングオフ

注意喚起情報

- 保険期間が1年を超えるご契約については、ご契約のお申込み後であっても、お申込みの撤回またはご契約の解除(以下「クーリングオフ」といいます。)を行うことができます。

お申出いただける期間は、ご契約のお申込日または本書面の受領日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内です。この期間内に必ず、弊社「クーリングオフ係」宛^(注)に右図のような書面を郵送(8日以内の消印有効)いただくか、弊社ホームページ「ご契約者さま」の各種お手続きに掲載のお申出フォームでご通知(8日以内の発信日有効)ください。(URL:<https://www.aig.co.jp/sonpo>)

次のご契約は、クーリングオフができませんので、ご注意ください。

- ・保険期間が1年以下のご契約
- ・営業または事業のためのご契約
- ・法人または社団・財団等が締結したご契約
- ・質権が設定されたご契約
- ・第三者の担保に供されているご契約
- ・賃貸借契約等により債務の履行を担保するために保険契約の付保を義務付けられているご契約
- ・「通信販売に関する特約」に基づき申し込まれたご契約

(注)取扱代理店・扱者では、クーリングオフのお申出を受け付けることはできません。

- クーリングオフの場合には、既に払込みいただいた保険料はお返しいたします。また、弊社および取扱代理店・扱者はクーリングオフによる損害賠償または違約金を一切請求いたしません。ただし、クーリングオフ対象期間における保険金の支払責任を保険会社が負っていることから、保険期間の開始日(保険期間の開始日以降に保険料が払い込まれたときは、弊社が保険料を受領した日)から解除日までの期間に相当する保険料を日割にて払い込んでいただくことがあります。
- 既に保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、知らずにクーリングオフをお申出の場合は、そのお申出の効力は生じないものとします。

<ハガキ*の記載内容>

表面[宛先]

	1308560
東京都墨田区錦糸1-2-4	
AIG損害保険株式会社	
クーリングオフ 係	

裏面[記載事項]

①クーリングオフする旨のお申出
②ご契約者住所
③ご契約者署名
④ご連絡先電話番号
⑤契約申込年月日
⑥申し込まれた保険の種類(商品名)
⑦証券番号または領収証番号
⑧取扱代理店名・扱者名

※封書でのお申出も可能です。

3 契約締結後におけるご注意事項

(1) 通知義務等

注意喚起情報

- ご契約後、次の事実が発生した場合は、遅滞なく取扱代理店・扱者または弊社にご通知ください。ご通知がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

【通知事項】 保険申込書には☆を付けています。

- ①家財を収容する建物の構造、用法を変更した場合
- ②家財の収容場所を他の場所に移転した場合

- 通知事項に掲げる事実に変更が発生し、次のいずれかに該当する場合は、お引受けを継続することができないため、ご契約を解除することがありますので、ご注意ください。この場合において、弊社の取り扱う他の商品でお引受けできるときは、ご契約を解除した後、新たにご契約いただくことができますが、この商品と補償内容が異なる場合があります。

- ①家財の所在地が日本国外となった場合
- ②居住用の住宅として使用されなくなった場合など、リビングパートナー保険でお引受けできない用途に変更された場合

- ご契約後、次の事実が発生する場合は、契約内容の変更等が必要となります。遅滞なく取扱代理店・扱者または弊社にご通知ください。

- ①家財の価額が著しく減少した場合
- ②ご契約者の住所または通知先を変更した場合
- ③家財を売却、譲渡する場合

★【住居移転時の自動補償】

リビングパートナー保険は、引越で保険の対象である家財すべてを他の場所に移転する場合、移転日(住民票の転出日)の翌日から30日以内に書面で弊社にご通知いただき、弊社がこれを承認したときは、移転日から弊社が承認した日までの間、転入地を家財の所在地とみなして補償します。

 通知義務

(2) 解約時の返還保険料(解約返戻金)

契約概要

注意喚起情報

ご契約を解約する場合は、取扱代理店・扱者または弊社に速やかにお申し出ください。

- ご契約の解約に際しては、契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料(解約返戻金)を返還します。
- 解約の条件によって、解約日から保険期間の終了日までの期間に応じて、保険料を返還します。ただし、返還保険料(解約返戻金)は、原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- 保険期間の開始日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。追加でご請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。

 保険料の返還・追加の取扱い

契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項 注意喚起情報 ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項

 の項目については、「ご契約のしおり・保険の約款」をご参照ください。

4 その他ご留意いただきたいこと

(1) 取扱代理店の権限

注意喚起情報

取扱代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、弊社と直接契約されたものとなります。

(2) 保険会社破綻時等の取扱い

注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、弊社も加入しております。この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。補償対象となる場合には保険金や返還保険料は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。なお、居住用建物またはこれに収容される家財を保険の対象とする地震保険の保険金や返還保険料は100%補償されます。

(3) 個人情報の取扱い

注意喚起情報

弊社は、この契約に関する個人情報を次の目的のために利用します。

- ① 保険契約のお引受け、ご継続・維持管理および保険金・給付金等のお支払い
- ② 日本におけるグループ会社・提携会社等が取り扱うサービスや各種商品のご案内・提供、ご契約の維持管理
- ③ 弊社業務に関する情報提供および運営管理、商品・サービスの充実
- ④ お客さまとの取引および弊社の業務運営を適切かつ円滑に履行するために行う業務
- ⑤ その他前記に付随する業務

また、次の場合に本契約の個人情報を外部へ提供することがあります。

- ① 利用目的の達成に必要な範囲内において、業務を外部（弊社代理店を含む）へ委託する場合
- ② 再保険（再々保険以降の出再を含みます）の手続きをする場合（外国にある事業者との手続きを含みます）
- ③ ご本人の保険契約内容を保険業界において設置運営する情報制度に登録する等、保険制度の健全な運営に必要であると考えられる場合
- ④ その他法令に根拠がある場合

ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、各種法令に従い、業務の適切な運営の確保およびその他必

要と認められる範囲に限定します。また、個人番号（マイナンバー）を含む特定個人情報の利用目的は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（番号法）に定められている範囲に限定します。

前記に関わる個人情報の取扱い（プライバシーポリシー）の詳細は、弊社ホームページをご覧ください。

(URL: <https://www.aig.co.jp/sonpo/company/direction/privacy-policy>)

(4) 団体扱でのご契約の場合

団体扱でのご契約いただく場合は、ご契約者および保険の対象の所有者が下表に該当するかご確認ください。

	ご契約者	保険の対象の所有者
団体扱	団体に勤務し、毎月給与の支払いを受けている方など（団体が認める退職者を含みます。）	① ご契約者 ② ①の配偶者 ③ ①または②の同居の親族 ④ ①または②の別居の扶養親族

(5) 重大事由による解除

次の事由に該当する場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ご契約者または被保険者が、弊社に保険金を支払わせることを目的として損害を発生させた場合
- 被保険者が、保険金の請求に関して詐欺を行った場合
- ご契約者または被保険者が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合 など

(6) 事故が起こった場合

保険金の請求を行う場合は、保険金請求書に加え、普通保険約款・特約に定める書類等をご提出いただく場合があります。なお、「保険が使える」と言って住宅修理サービスなどの勧誘を行う業者とのトラブルが増加しています。このような業者が来てもすぐに住宅修理サービスなどの契約はせずに、取扱代理店・扱者または弊社にご相談ください。

 **事故が起こった場合の手続き**

(7) その他

 **構造級別**

1. 保険に関するお問い合わせ・ご相談・ご不満・ご意見

取扱代理店・扱者または下記までご連絡ください。

- 商品・ご契約内容に関するお問い合わせは
0120-016-693（通話料無料）
受付時間：平日・土・日・祝日
午前9時～午後5時
（年末年始を除きます。）

- ご不満・ご意見のお申出は
お客さまの声室
0120-246-145（通話料無料）
受付時間：午前9時～午後5時
（土・日・祝日・年末年始を除きます。）

2. 事故のご報告

取扱代理店・扱者または下記までご連絡ください。（事故以外のお問い合わせは上記1.へご連絡ください。）

事故のご報告・保険金のご請求に関するお問い合わせは
0120-01-9016（通話料無料） 受付時間：24時間365日

3. 弊社の契約する指定紛争解決機関

注意喚起情報

弊社との間で問題を解決できない場合には、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた下記のいずれかの指定紛争解決機関に解決の申立てを行うことができます。なお、同一事案におきまして、双方の指定紛争解決機関に申立てを行うことはできません。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター
0570-022808 <ナビダイヤル（通話料有料）>
※ナビダイヤルでは、各電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は適用されませんので、ご注意ください。
電話リレーサービス、IP電話からの直通電話番号は、そんぽADRセンターのホームページをご確認ください。
受付時間：平日 午前9時15分～午後5時
（土・日・祝日・年末年始等を除きます。）
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
<https://www.sonpo.or.jp/>

一般社団法人保険オンブズマン
03-5425-7963（通話料有料）
受付時間：平日 午前9時～12時、午後1時～5時
（土・日・祝日・年末年始等を除きます。）
詳しくは、一般社団法人保険オンブズマンのホームページをご覧ください。
<https://www.hoken-ombs.or.jp/>

※IP電話をご利用の場合、IP電話の規程により通話料無料の電話番号がご利用にならない場合があります。

契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項

 の項目については、「ご契約のしおり・保険の約款」をご参照ください。

ご契約内容確認のチェックポイント

(リビングパートナー保険・地震保険)

リビングパートナー保険申込書またはご契約案内に記載された内容が、お客さまのご希望に沿ったものであることを、この「ご契約内容確認のチェックポイント」「重要事項説明書」および「パンフレット」等を参照してご確認ください。

チェック① 保険の対象(家財)を収容する建物の所在地、構造、用法および他の保険契約についてご確認ください。

- ポイント1** 「保険の対象の所在地」欄または「所在地」欄をご確認ください。
特に、申込人(保険契約者)住所と異なる場合は、「保険の対象の所在地」欄の記載をご確認ください。
- ポイント2** 「保険の対象を収容する建物の構造・用法」欄または「建物の構造・用法」欄をご確認ください。
(1)耐火構造区分等をご確認ください。

耐火構造区分等によって払い込みいただく地震保険の保険料が異なりますので、誤りがないかをご確認ください。

構造級別の判定方法

■構造級別は、家財を収容する建物の柱の種類で判定します。ただし、法令上の耐火性能が確認できる場合は、その「耐火性能区分」によって判定します。

柱の種類・耐火性能区分	物件種別(建物種類)	構造	構造級別	
			リビングパートナー保険	地震保険
●コンクリート造、コンクリートブロック造、れんが造、石造、耐火被覆鉄骨造 ●耐火建築物 ^(注1)	住宅物件(共同住宅)	マンション構造	M構造	イ構造
	住宅物件(共同住宅以外)	耐火構造・準耐火構造等	T構造	
	一般物件		1級	
●鉄骨造 ●準耐火建築物 ^(注2) ●省令準耐火建物	住宅物件		T構造	
	一般物件		2級	ロ構造 ^(注3)
●上記以外(木造等)	住宅物件	非耐火構造	H構造	
	一般物件		3級	

(注1)「耐火構造建築物」「主要構造部が耐火構造の建物」「主要構造部が建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造の建物」を含みます。

(注2)「特定避難時間倒壊等防止建築物」「主要構造部が準耐火構造の建物」「主要構造部が準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造の建物」を含みます。

(注3)保険始期日が2010年1月1日以降となる火災保険契約より実施する構造級別の判定方法の変更に伴い、一部の契約についてご継続後の地震保険料の大幅な上昇を抑えるための措置があります。詳しくは、取扱代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

【参考】住宅物件・一般物件

住宅物件	住居のみに使用される建物(専用住宅)やその収容家財が対象となります。
一般物件	店舗や、作業場など住居以外に使用される建物やその収容動産が対象となります。ただし、大規模な工場等を除きます。なお、これらの建物のうち住居部分のあるものを「併用住宅」といい、この「ご契約内容確認のチェックポイント」は一般物件のうち「併用住宅」を対象としています。

(2)「建物内の職作業」欄をご確認ください。

保険の対象となる家財を収容する建物内で行われる職作業によって、ご契約いただける保険商品が異なる場合がありますので、誤りがないかをご確認ください。

(3)「同一の補償内容を提供する他の保険契約(共済契約を含む)」欄についてご確認ください。

保険の対象(家財)を同一とする他の保険契約または共済契約がある場合は、お申し出ください。

チェック② 保険の対象(家財)の所有者(被保険者)等についてご確認ください。

- ポイント1** 「被保険者氏名」欄等をご確認ください。
特に、申込人(保険契約者)と保険の対象(家財)の所有者(被保険者)が異なる場合は、「被保険者氏名」欄の記載をご確認ください。
- ポイント2** 「賠償責任被保険者本人氏名」欄等をご確認ください。
特に、申込人(保険契約者)と賠償責任補償の被保険者が異なる場合は、「賠償責任被保険者本人氏名」欄の記載をご確認ください。

チェック③ 保険料の払込方法についてご確認ください。

- ポイント1** 「払込方法」欄などをご確認ください。
保険料の払込方法がご希望のとおりとなっているかをご確認ください。
- ポイント2** 団体扱でご契約いただく場合、「団体扱」欄をご確認ください。
特に、申込人(保険契約者)が所属する団体に誤りがないか、「団体名」欄をご確認ください。

チェック④ 保険の対象(家財)の評価方法、評価額についてご確認ください。

ポイント1

家財の「評価」についてご確認ください。

リビングパートナー保険では「再調達価額」で評価します。

再調達価額

損害が生じた地および時における保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額をいいます。

ポイント2

家財の評価額をご確認ください。

家財の評価額は、所有している家財の総額から算出ください。また、弊社所定の家財簡易評価表にもとづき、世帯主の年齢・専有延床面積に応じた標準的な家財の評価額を算出することも可能です。

※美術品等については、別途、市場流通価格で評価します。

■家財簡易評価表(再調達価額)

(単位:万円)

専有延床面積 世帯主年齢	20㎡未満	20㎡以上 30㎡未満	30㎡以上 40㎡未満	40㎡以上 50㎡未満	50㎡以上 60㎡未満	60㎡以上 70㎡未満	70㎡以上 90㎡未満	90㎡以上 110㎡未満	単身世帯
29才以下	300	370	430	500	570	640	650	670	300
30才～34才	400	490	570	660	750	850	860	880	
35才～39才	550	670	790	920	1,040	1,160	1,170	1,190	
40才～44才	670	810	960	1,100	1,250	1,400	1,410	1,430	
45才～49才	760	930	1,090	1,250	1,420	1,580	1,590	1,610	
50才以上	800	980	1,150	1,320	1,500	1,670	1,680	1,700	

※1個または1組の価額が30万円を超える美術品等については、上表の評価額に含まれておりません。

※1個または1組ごとの価額が30万円を超える美術品等については、1個または1組ごとに30万円とみなして保険金額に含めます。

※専有延床面積が110㎡以上の場合は、取扱代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

チェック⑤ 保険金額(支払限度額)、保険期間、補償や特約の内容についてご確認ください。

ポイント1

「保険金額(支払限度額)」欄または「ご契約金額／支払限度額」欄をご確認ください。

各保険の「保険金額(支払限度額)」をご確認ください。家財の保険金額は、評価額を参考に再調達価額で設定いただきます。再調達価額を超えた保険金額でご契約された場合でも、お支払いする保険金は再調達価額が限度になりますのでご注意ください。

ポイント2

「保険期間」欄または「ご契約期間」欄で保険期間の開始日、保険期間の終了日および保険期間の年数をご確認ください。

保険期間は、原則1年から5年までの整数年で設定できます。ただし、ご契約内容によってご契約いただける保険期間の年数に制限があります。

ポイント3

「補償内容」およびセットされる特約の内容についてご確認ください。

火災、落雷、破裂・爆発による損害に対して保険金をお支払いするほか、風災・^{ひょう}雪災による損害、水災による損害や盗難による損害などに対して保険金をお支払いします。補償の内容(保険金をお支払いする場合および保険金をお支払いできない主な場合など)やセットされる特約の内容が、お客さまのご希望に沿ったものであることを、「重要事項説明書」「パンフレット」等を参照してご確認ください。

チェック⑥ 地震保険のご加入の有無やご加入される場合の契約内容についてご確認ください。

ポイント1

地震保険のご加入についてご確認ください。

リビングパートナー保険では、地震もしくは噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)を原因とする損壊・埋没・流失による損害だけでなく、地震等による火災(延焼・拡大した損害を含みます。)損害や、火元の発生原因を問わず地震等で延焼・拡大した損害についての損害保険金はお支払いできません。これらの損害を補償するには、別途、「地震保険」にご加入いただく必要があります。つきましては、あらためて地震保険のご加入についてご確認ください。なお、地震保険にご加入されない場合は、保険申込書の「地震保険ご確認」欄に署名または捺印されていることをご確認ください。

ポイント2

家財の地震保険の「保険金額(支払限度額)」欄または「ご契約金額／支払限度額」欄をご確認ください。

ご契約いただく地震保険(家財)は、地震保険の「保険金額(支払限度額)」欄の保険金額の記載の有無で確認できます。

ポイント3

地震保険に適用できる割引をご確認ください。

ご契約に適用される地震保険の割引については、「地震保険割引」欄等の記載内容をご確認ください。

地震保険には、保険の対象である家財を収容する建物の条件によって、次の割引制度がありますので、適用可能な割引制度をご確認ください。なお、割引の適用の際には、適用条件を満たしていることが確認できる資料をご提出ください。

割引	割引率	適用条件	確認資料
建築年割引	10%	1981年(昭和56年)6月1日以降に新築された建物である場合	●建物登記簿謄本、建物登記済権利証、建築確認書、検査済証など公的機関等^(注1)が発行^(注2)する書類(写) ●宅地建物取引業者が交付する重要事項説明書(写)、不動産売買契約書(写)または賃貸住宅契約書(写) ●登記の申請にあたり申請者が登記所に提出する工事完了引渡証明書等(写) (ただし、いずれの資料も記載された建築年月等により1981年(昭和56年)6月1日以降に新築されたことが確認できるものが対象です。) (注1) 国、地方公共団体、地方住宅供給公社、指定確認検査機関等 (注2) 建築確認申請書(写)など公的機関等に届け出た書類で、公的機関等の受領印・処理印が確認できるものを含みます。
耐震等級割引	等級1:10% 等級2:30% 等級3:50%	・住宅の品質確保の促進等に関する法律(以下「品確法」といいます。)に基づく耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)を有している場合 ・国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)の評価指針」に基づく耐震等級を有している場合	●品確法に基づく登録住宅性能評価機関^(注1)により作成された書類^(注2)のうち、対象建物が免震建築物であること(耐震等級割引の場合は耐震等級)を証明した書類(写)^{(注3)(注4)(注5)} ●①「認定通知書」など長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類(写)^(注6)および②「設計内容説明書」など「免震建築物であること」または「耐震等級」が確認できる書類(写)^(注4) ●独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す適合証明書(写)^(注5) (注1) 登録住宅性能評価機関により作成される書類と同一の書類を登録住宅性能評価機関以外の者が作成し交付することを認める旨、行政機関により公表されている場合には、その者を含みます。 (「登録住宅性能評価機関」について、以下同様とします。) (注2) 品確法に基づく登録住宅性能評価機関として評価方法基準に基づき評価を行い、かつその評価内容が記載された書類に限りします。 (注3) 例えば以下の書類が対象となります。 ・品確法に基づく建設住宅性能評価書(写)または設計住宅性能評価書(写) ・耐震性能評価書(写)(耐震等級割引の場合に限りします。) ・独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す「現金取得者向け新築対象住宅証明書」(写) ・長期優良住宅の認定申請の際に使用された品確法に基づく登録住宅性能評価機関が作成した「技術的審査適合証」(写)または「長期使用構造等である旨の確認書」(写) ・住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置を受けるために必要な「住宅性能証明書」(写) ・品確法に基づく登録住宅性能評価機関が、マンション等の区分所有建物の共用部分全体を評価した場合に作成する「共用部分検査・評価シート」等の名称の証明書類(写) など (注4) 以下に該当する場合には、耐震等級割引(新築は30%、増築・改築は10%)が適用されます。 ・「技術的審査適合証」または「長期使用構造等である旨の確認書」において、「免震建築物であること」または「耐震等級」が確認できない場合 ・「認定通知書」など前記①の書類のみご提出いただいた場合 (注5) 以下に該当する場合には、耐震等級割引(30%)が適用されます。 ・書類に記載された内容から、耐震等級が2または3であることは確認できるものの、耐震等級を1つに特定できない場合。ただし、登録住宅性能評価機関(「適合証明書」は適合証明検査機関または適合証明技術者)に対し対象建物の耐震等級の証明を受けるために届け出た書類(写)で耐震等級が1つに特定できる場合は、その耐震等級割引が適用されます。 (注6) 「住宅用家屋証明書」(特定認定長期優良住宅であることが確認できる場合に限りします。)(写)および「認定長期優良住宅建築証明書」(写)を含みます。
免震建築物割引	50%	品確法に基づく免震建築物である場合	・品確法に基づく登録住宅性能評価機関が、マンション等の区分所有建物の共用部分全体を評価した場合に作成する「共用部分検査・評価シート」等の名称の証明書類(写) など (注4) 以下に該当する場合には、耐震等級割引(新築は30%、増築・改築は10%)が適用されます。 ・「技術的審査適合証」または「長期使用構造等である旨の確認書」において、「免震建築物であること」または「耐震等級」が確認できない場合 ・「認定通知書」など前記①の書類のみご提出いただいた場合 (注5) 以下に該当する場合には、耐震等級割引(30%)が適用されます。 ・書類に記載された内容から、耐震等級が2または3であることは確認できるものの、耐震等級を1つに特定できない場合。ただし、登録住宅性能評価機関(「適合証明書」は適合証明検査機関または適合証明技術者)に対し対象建物の耐震等級の証明を受けるために届け出た書類(写)で耐震等級が1つに特定できる場合は、その耐震等級割引が適用されます。 (注6) 「住宅用家屋証明書」(特定認定長期優良住宅であることが確認できる場合に限りします。)(写)および「認定長期優良住宅建築証明書」(写)を含みます。
耐震診断割引	10%	地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、改正建築基準法(1981年(昭和56年)6月1日施行)における耐震基準を満たす場合	●耐震診断または耐震改修の結果により減税措置を受けるための証明書(写)(耐震基準適合証明書、住宅耐震改修証明書、地方税法施行規則附則に基づく証明書など) ●耐震診断の結果により、国土交通省の定める基準(2006年(平成18年)国土交通省告示第185号^(注))に適合することを地方公共団体、建築士などが証明した書類(写) (注) 2013年(平成25年)国土交通省告示第1061号を含みます。

※複数の割引を重複して適用することはできません。

※すでにいずれかの割引の適用を受けている場合は、保険の対象である家財を収容する建物に割引が適用されていることが確認できる保険証券等を確認資料とすることができます。

チェック⑦ 保険金をお支払いできない主な場合や告知義務・通知義務の内容についてご確認ください。

ポイント

重要事項説明書をご確認ください。

保険金をお支払いできない主な場合や告知義務・通知義務の内容について、重要事項説明書で必ずご確認ください。